

長野県立大学大学院学則

目次

第1章 総則

第2章 自己点検・評価等

第3章 組織

第4章 学年、学期、修業年限及び休業日

第5章 教育課程及び履修方法

第6章 学習の評価及び課程修了の認定

第7章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び卒業

第8章 検定料、入学料及び授業料等

第9章 表彰及び懲戒

第10章 科目等履修生

第11章 補則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 長野県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の進展に寄与するとともに、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、本学大学院の職員以外の者による検証を行うよう努める。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 組織

(研究科及び課程)

第3条 本学大学院に次の研究科を置き、その課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

健康栄養科学研究科

健康栄養科学専攻

ソーシャル・イノベーション研究科

ソーシャル・イノベーション専攻

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した専門的能力を培うことを目的とする。

(研究科・専攻の学生定員)

第4条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学生定員	
		入学定員	収容定員
健康栄養科学研究科	健康栄養科学専攻	5人	10人
ソーシャル・イノベーション研究科	ソーシャル・イノベーション専攻	10人	20人
合	計	15人	30人

(職員組織)

第5条 本学大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、必要な職員を置くことができる。

3 前2項に定める職員の職務等については、別に定める。

(研究科会議)

第6条 各研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成及び授業科目の改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 前2項に定めるもののほか、研究科会議に関する必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会)

第7条 本学大学院に委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 学年、学期、修業年限及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 1学年を、4学期に分ける。

2 前項の各学期の開始日及び終了日は、別に定める。

(標準修業年限)

第10条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超

えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第12条 在学期間は、4年を超えることができない。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、毎年度始めに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

4 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第14条 本学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、専門職学位課程においては、授業科目の授業その他当該研究科の定める教育課程によって教育を行うものとする。

2 教育課程の編成に当たって、専門分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第15条 授業科目は、別表のとおりとする。

2 単位の修得の認定手続及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6章 学習の評価及び課程修了の認定

(単位の計算方法)

第17条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時

間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目を設定する場合は、これらの学修の成果を評価して単位の修得の認定をすることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (履修科目の登録の上限)

第18条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める。

(成績の評価)

第19条 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(単位の修得の認定)

第20条 学長は、授業科目を履修して、成績の審査に合格した者に対し、その授業科目の単位の修得を認定する。

- 2 成績の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績その他の方法により行う。
- 3 第17条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(教育方法の特例)

第21条 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修等)

第22条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、専門職学位課程の学生は、学部の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位数の取り扱い)

第23条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に国内外の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得したものを含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

4 前3項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に他の大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 学長は、前2項の規定により学生が修得した単位については、15単位を超えない範囲において、本学大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第23条第2項の規定により本学大学院において修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、第23条第3項の規定により本学大学院において修得したとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

5 前4項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、修士課程の学生に当該研究指導を受けさせる場合は、その期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導については、本学大学院で受けた研究指導とみなす。

3 他の大学院における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び卒業

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第27条 修士課程又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における

16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

(入学志願の手続き)

第28条 本学大学院に入学を志願する者(次条において「入学志願者」という。)は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び許可)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について入学を許可する。

(休学)

第31条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病等のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学院等へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益であると認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等の授業科目の履修をするため留学することを許可する

ことができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第24条の規定は、外国の大学院等に留学する場合に準用する。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍する。

- (1) 第12条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第32条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる者

(再入学)

第38条 学長は、次に掲げる者で、退学又は除籍前と同一専攻に再入学を志願するものがある場合は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条の規定により退学を許可された者
- (2) 前条第2号から第4号までの規定により除籍された者

(再入学の場合の取扱い)

第39条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(修士課程の修了要件)

第40条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定めるところにより必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 修士論文の審査及び最終試験については、別に定める。

(専門職学位課程の修了要件)

第41条 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定めるところにより、必要な単位数を修得することとする。

(学位の授与)

第42条 学長は、修士課程を修了した者に修士の学位を、専門職学位課程を修了した者に専門職学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料、入学料及び授業料等)

第43条 本学大学院の検定料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第44条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者については、これを表彰する

ことができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第45条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。

3 退学処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく長期にわたり欠席したとき。

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったとき。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本学大学院の学生の履修に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(補則)

第47条 この学則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第15条関係)

1 健康栄養科学専攻

授業科目	単位数
研究倫理と研究法	1
エビデンス実装論	1
栄養と健康のデータサイエンス演習Ⅰ	2
栄養と健康のデータサイエンス演習Ⅱ	2
健康・栄養・農業政策	2
ヘルス・コミュニケーション特論	2
食文化特論	2
健康発達心理学特論	2
健康栄養科学特論Ⅰ	2
健康栄養科学特論Ⅱ	2
健康医学特論	2

食品開発・製造特論	2
健康栄養科学実験	1
栄養マネジメント特論	2
医療栄養学特論	2
国際栄養学特論	2
地域包括ケア実践論	2
健康栄養科学実習	1
インターンシップA：健康づくり実践実習	1
インターンシップB：クリニカル・ニュートリション実習	1
インターンシップC：地域産業連携実習	1
インターンシップD：海外フィールドワーク実習	1
健康栄養科学特別研究 I	4
健康栄養科学特別研究 II	4

2 ソーシャル・イノベーション専攻

授業科目	単位数
ソーシャル・イノベーション	1
公共経営	1
情報基礎	1
A I 基礎	1
デジタルイノベーション特論	1
デジタルアナリティクス特論	1
データサイエンス	1
社会調査論	1
ロジカルシンキング	1
哲学思考 I（探究）	1
哲学思考 II（哲学史）	1
セルフマネジメント	1
アート思考	1
システム思考	1
身体性思考	1
人類学的思考	1
健康マネジメント特論	1
象山塾	2
ソーシャルイノベーター演習 I	2
ソーシャルイノベーター演習 II	4
サステイナブル事業構想演習	1
スタディーツアー I	1
スタディーツアー II（国内）	1
スタディーツアー II（国外）	2

ケーススタディーⅠ	1
ケーススタディーⅡ	1
ブラッシュアップセッション	1
参加型評価演習	1
コミュニティ・デザイン実践研究	1
公共経営特論	1
ジェンダー・ダイバーシティとサステナビリティ	1
ソーシャルアントレプレナーシップとビジネスモデル	1
企業論	1
国際経営特論	1
経営組織論	1
人材マネジメント	1
経営戦略論	1
ファミリーアントレプレナーシップ	1
マーケティング	1
財務会計Ⅰ	1
財務会計Ⅱ	1
企業と法	1
経済学特論：産業と市場における企業行動	1
公共経済学	1
ファイナンス	1
経営史	1
ソーシャルファイナンス論	1
ベンチャー企業特論	1
企業法務・税法	1
サステナビリティとイノベーション	1
共創型プロジェクト・デザイン	1

長野県立大学ソーシャル・イノベーション研究科会議規程

令和3年●月●日 規程第●号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第3項の規定により、ソーシャル・イノベーション研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究科会議は次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) ソーシャル・イノベーション研究科所属教員
- (3) ソーシャル・イノベーション研究科の授業を担当する学部所属教員のうち研究科長が指名する者

(審議事項)

第3条 研究科会議は、大学院学則第6条第2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 研究科会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、研究科会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(研究科会議の招集)

第5条 構成員の3分の1以上の要求があるときは、議長は、研究科会議を招集する。

(研究科会議の成立等)

第6条 研究科会議の成立には、構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、研究科会議の成立に、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 研究科会議の議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 研究科会議の事務は、学務課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

長野県立大学健康栄養科学研究科会議規程

令和3年●月●日 規程第●号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第3項の規定により、健康栄養科学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 研究科会議は次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 健康栄養科学研究科の授業を担当する教

2 研究科長が必要と認めるときは、健康栄養科学研究科の授業を担当する准教授又は講師を加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究科会議は、大学院学則第6条第2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 研究科会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(研究科会議の招集)

第5条 構成員の3分の1以上の要求があるときは、議長は、研究科会議を招集する。

(研究科会議の成立等)

第6条 研究科会議の成立には、構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、研究科会議の成立に、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 研究科会議の議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 研究科会議の事務は、学務課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。